

単価契約仕様書

京都市建設局 左京土木みどり事務所
(担当 高橋、坂元 電話 791-9134)

件名	(単価契約) レギュラーガソリン及び軽油の購入について
契約期間	令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
予定数量	レギュラーガソリン 1,700L (3か月) 軽油 1,000L (3か月)
支払方法	<ol style="list-style-type: none">各月の月末締めで、当該月の納入量の合計に単価を掛けた額を支払うものとする。受託者は見積書、納品書、請求書を作成し、左京土木みどり事務所へ提出すること。請求書の様式については、記載事項が揃っていれば、受託者の様式でも可とするが、記載漏れ等を防ぐため、本市の請求書標準様式を使用すること。請求書受領後30日以内に支払うこととする。
契約条件等	<ol style="list-style-type: none">左京土木みどり事務所(京都市左京区高野竹屋町4番地)から概ね直線距離半径2キロメートル圏内に給油スタンドを有するものとする。給油スタンドにおけるガソリン及び軽油の給油のみを対象とし、洗車等その他の業務は含まない。給油対象車両は別紙のとおり。受託者は必要があれば対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。本仕様書に定めのない細部事項、または疑義が生じた場合はその都度、本市と協議を行うこと。見積単価は、契約期間内の単価契約とし、見積書には1Lあたりの金額(税抜き・税込み)を記載すること。軽油にあつては、暫定税率廃止法成立により、令和8年4月1日に軽減税率の廃止が予定されているため、これを見込んだ見積額とすること。